

新型コロナウイルス感染症に感染した場合について

現場内等で新型コロナウイルス感染者（感染、擬陽性、PCR等の結果待ち含む）等が発生した際は、事故マニュアルに準じ、事実発覚後に速やかに監督員へ報告してください。監督員の指示で、別紙様式1号（コロナ感染者）の作成と施工体制台帳の写しが必要になります。

夏期休暇等で帰省や旅行等経済活動を両立する中で、コロナウイルスにかからない、うつさないために、混雑時や密接を避け、会食等を含む屋内外での不織布マスクの適切な着用、こまめな換気等の対策をお願いいたします。

墜落・転落災害撲滅キャンペーン（建設業労災防止協会）

建設業における墜落・転落災害発生状況は全国で毎年約5,000名近くの方に休業4日以上災害があり、約100名の方が亡くなっています。

建築設備工事において、脚立、立馬、移動式足場等を利用して作業する事が多く、昨年の工事事故の多くは墜落・転落事故でした。現場で、墜落・転倒防止の対策を複数考えて頂き、ハザードマップ等に明記した上で、創意工夫で挙げて頂きますようお願いいたします。

2024年4月から労働基準法建設業界にも適用

2019年4月に労働基準法が改正されたことを受け、建設業は業界特性を考慮し、2024年4月から労働者の時間が法定労働時間が適用されます。法定労働時間とは、労働基準法で定められている1日8時間及び1週40時間です。時間外を行う場合は、労働基準法第36条（36協定）に基づき、従業員を代表する者や労働組合と書面により協定を結び、協定届を労働基準監督署へ届出を行うことにより、法定労働時間を超え、時間外を1か月45時間、年360時間可能となります。施行まで1年半以上の時間がありますので、働き方を見直しながら業務改革を進めていただければと思います。県では、週休2日を推進しており、県独自で一斉休工日を設け、休日の確保に取り組んでおりますので、御協力よろしくをお願いいたします。

令和4年度 工事無事故メーター

120日間無事故(4月1日～7月29日)

予定

墜落・転落災害撲滅キャンペーン（建災防）

8月1日～9月10日

全国安全週間 7月1日（金）～7日（木）

毎月第2第4土曜日は一斉休工！

8月13日、27日

9月10日、24日

新型コロナウイルス感染症

国評価レベル2（警戒を強化すべきレベル）

※工事事故、コロナ感染の疑いがありましたら休日・夜間関係なく、担当監督員に報告をお願いいたします。